

亀山市告示第100号

亀山市高齢者福祉推進協議会要綱及び亀山市障がい者職場実習事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市高齢者福祉推進協議会要綱及び亀山市障がい者職場実習事業実施要綱の一部を改正する告示

(亀山市高齢者福祉推進協議会要綱の一部改正)

第1条 亀山市高齢者福祉推進協議会要綱(平成26年亀山市告示第166号)の一部を次のように改正する。

第8条中「高齢障がい支援室」を「長寿健康づくり室」に改める。

(亀山市障がい者職場実習事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀山市障がい者職場実習事業実施要綱(平成27年亀山市告示第66号)の一部を次のように改正する。

第3条中「高齢障がい支援室」を「地域福祉室」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。